



熊本県公報

第 1 2 2 9 2 号

平成 26 年 2 月 21 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………	(障がい者支援課)	7
○種畜証明書交付……………	(畜産課)	7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防課)	8
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課)	19
○保安林の指定に関する予定……………	(〃)	19
○保安林の指定に関する予定……………	(〃)	20
○救急医療機関に関する認定……………	(医療政策課)	20
○救急医療機関に関する認定……………	(〃)	20
○救急医療機関に関する認定……………	(〃)	21
○道路の供用開始……………	(道路保全課)	21
公 告		
○換地処分……………	(農地整備課)	21
○換地処分……………	(〃)	21
○換地処分……………	(〃)	21
○緑川地域森林計画の樹立……………	(森林整備課)	22
○平成 2 5 年度白川・菊池川地域森林計画の変更……………	(〃)	22
○平成 2 5 年度球磨川地域森林計画の変更……………	(〃)	22
○平成 2 5 年度天草地域森林計画の変更……………	(〃)	22
○換地処分……………	(農地整備課)	22
登 載 依 頼		
○平成 2 5 年度阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……………	(阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会)	22
○アサリの採捕制限……………	(天草不知火海区漁業調整委員会)	23
○宇城地域保健医療推進協議会の開催……………	(宇城地域保健医療推進協議会)	23
○平成 2 5 年度熊本県歯科保健推進会議の開催……………	(熊本県歯科保健推進会議)	23
○熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(人事委員会)	24
○熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(〃)	25
○熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(〃)	25

告 示

熊本県告示第 1 1 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 6 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 北向川一 1（3 4 5 - 1 - 0 0 8 - 1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 北向川－2（345－1－008－2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 北向川－3（345－1－008－3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 北向川－4（345－1－008－4）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 北向川－5（345－1－008－5）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 北向川－6（345－1－008－6）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 山本川（3）（345－1－009）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 山本川（2）（345－1－010）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 山本川(1)(345-1-011)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市豊野町中間
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 福岡川-1(345-1-012-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市豊野町中間
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 福岡川-2(345-1-012-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市豊野町中間
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 松葉川(1)-1(345-2-006-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市豊野町中間
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 松葉川(1)-2(345-2-006-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市豊野町中間
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 松葉川(1)-3(345-2-006-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市豊野町中間
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 松葉川(1)-4(345-2-006-4)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 山本川(4)(345-2-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 山本川(5)(345-2-008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 丸林前川(345-2-009)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 下長迫川(345-2-010)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 日当1-1(345-1-015-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 日当1-2(345-1-015-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 2 日 当 1 - 3 (3 4 5 - 1 - 0 1 5 - 3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 3 日 当 1 - 4 (3 4 5 - 1 - 0 1 5 - 4)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 4 暮 岩 - 1 (3 4 5 - 1 - 0 1 6 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 5 暮 岩 - 2 (3 4 5 - 1 - 0 1 6 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 6 寺 前 (3 4 5 - 1 - 0 1 7)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 7 今 村 (3 4 5 - 1 - 0 1 8)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間、上郷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

28 中間日添-1 (345-1-019-1)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市豊野町中間

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

29 中間日添-2 (345-1-019-2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市豊野町中間

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

30 中間日添-3 (345-1-019-3)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市豊野町中間

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

31 日当2 (345-2-007)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市豊野町中間、下郷

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

32 下郷 (345-2-008)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市豊野町中間、上郷

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

33 沙井 (345-2-009)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇城市豊野町中間

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 4 丸林（345-2-010）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 5 塗木野（345-2-011）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市豊野町中間
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ライフワークサポート 山鹿作業所 山鹿市石字中牟田107 2-1	ライフワークサポート株式会社 山鹿市鹿本町津袋419 番地1 本田 洋之	就労継続支援A型	平成26年2 月10日

熊本県告示第118号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	名 号	品 種	検 査 成 績	飼 養 者
平成26年 2月3日 (月)	10270594346	平奥ET1	褐毛和種	1級	独立行政法人家 畜改良センター (熊本牧場)
	10270594360	波福ET1	褐毛和種	1級	
	10270594384	春山光重ET	褐毛和種	1級	
	11336358926	秋重晴	褐毛和種	1級	熊本県（農業研 究センター）
	11393069353	高光	褐毛和種	1級	
	11409512279	春栄	褐毛和種	1級	
	11336360233	栄	褐毛和種	1級	
	11187364206	波蔵	褐毛和種	1級	
11409517397	鶴光波	褐毛和種	1級		

11393072704	春重	褐毛和種	1 級
11409508258	中村 2 2 3	黒毛和種	1 級
11409509354	健忠	黒毛和種	1 級
11353450306	祥山 2 4 3 1	黒毛和種	1 級
11348579401	百合美	黒毛和種	1 級

熊本県告示第 1 1 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 6 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 新地川（3 2 1 - 1 - 0 2 3）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 白岩川（2）（3 4 4 - 1 - 0 1 2）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 白岩川（1）（3 4 4 - 1 - 0 1 3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 白岩川（3）（3 4 4 - 2 - 0 0 8）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 小金井（3 2 1 - 1 - 0 4 8）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 小鹿里 - 1（3 2 1 - 1 - 0 4 9 - 1）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

7 小鹿

- 里-2 (321-1-049-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

8 赤松

- 1 (321-1-050-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

9 赤松

- 2 (321-1-050-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

10 前越

- 1-1 (321-1-056-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

11 前越

- 1-2 (321-1-056-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

12 前越

- 1-3 (321-1-056-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 前越1-4 (321-1-056-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 新地1 (321-2-036)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 新地2 (321-2-037)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 新地3-1 (321-2-038-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町中村、前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 新地3-2 (321-2-038-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町中村
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 新地3-3 (321-2-038-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町中村
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 前越2-1 (321-2-045-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 前越2-2 (321-2-045-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 前越2-3 (321-2-045-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 前越2-4 (321-2-045-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 前越3 (321-2-046)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町前越
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 白岩(A)-1 (344-1-003-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 白岩(A)-2(344-1-003-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 白岩(D)-1(344-1-004-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 白岩(D)-2(344-1-004-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 湯平1(344-1-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 湯平2-1(344-1-006-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 湯平2-2(344-1-006-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 1 有木原 1 (3 4 4 - 1 - 0 1 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 大野 1 - 1 (3 4 4 - 1 - 0 1 2 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 大野 1 - 2 (3 4 4 - 1 - 0 1 2 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 白岩 (B) (3 4 4 - 2 - 0 0 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 白岩 3 - 1 (3 4 4 - 2 - 0 0 8 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 白岩 3 - 2 (3 4 4 - 2 - 0 0 8 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 白岩 (C) - 1 (3 4 4 - 2 - 0 0 9 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 白岩 (C) - 2 (344-2-009-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 白岩 (C) - 3 (344-2-009-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 白岩 (C) - 4 (344-2-009-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 白岩 2 (344-2-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 楠尾 2 (344-2-011)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 楠尾 1 - 1 (344-2-012-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 楠尾1-2 (344-2-012-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 楠尾1-3 (344-2-012-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 楠尾1-4 (344-2-012-4)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 白岩1-1 (344-2-013-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 白岩1-2 (344-2-013-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 吹野1 (344-2-014)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 吹野2 (344-2-015)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 吹野3-1 (344-2-016-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 吹野3-2 (344-2-016-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 吹野3-3 (344-2-016-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 湯平5-1 (344-2-017-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 湯平5-2 (344-2-017-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 56 湯平6 (344-2-018)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市小川町北海東
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 57 湯平4 (344-2-019)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市小川町北海東
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 58 栗木野 (344-2-020)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市小川町北海東
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 平原 (344-2-021)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市小川町北海東
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 蕨野2 (344-2-022)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市小川町北海東
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 桑野-1 (344-2-023-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市小川町北海東
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 桑野-2 (344-2-023-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東、東海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 桑野-3 (344-2-023-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東、東海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 湯平3 (344-2-033)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 有木原3-1 (344-2-034-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 有木原3-2 (344-2-034-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 有木原2-1 (344-2-035-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 有木原2-2 (344-2-035-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 69 大野2(344-2-036)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 70 大野3(344-2-038)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市小川町北海東、西海東
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第120号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町猿渡字四方谷2701番、2709番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇四方谷2701番・2709番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第121号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町菅字山2550番、2558番1、2566番1、2566番2、2569番、2579番、2580番1、2580番2、2582番1、2582番2、2583番から2585番まで、2548番2・2552番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山 2 5 7 9 番・2 5 8 0 番 1・2 5 8 0 番 2・2 5 8 4 番・2 5 8 5 番（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 2 2 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 6 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 天草市河浦町宮野河内字樋河内 1 1 4 3 番 1、1 1 4 3 番 1 0

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字樋河内 1 1 4 3 番 1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 2 3 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 6 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(救急病院)

名 称	所 在 地	認 定 期 間
上天草市立上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸 1 4 1 9 番地 1 9	平成 26 年 1 月 31 日から 平成 29 年 1 月 30 日まで
天草市立牛深市民病院	天草市牛深町 3 0 5 0 番地	平成 26 年 1 月 31 日から 平成 29 年 1 月 30 日まで
天草第一病院	天草市今釜新町 3 4 1 3 番地の 6	平成 26 年 1 月 31 日から 平成 29 年 1 月 30 日まで
健康保険天草中央総合病院	天草市東町 1 0 1 番地	平成 26 年 1 月 31 日から 平成 29 年 1 月 30 日まで
天草市立栖本病院	天草市栖本町馬場 2 5 6 0 番地 1 4	平成 26 年 1 月 31 日から 平成 29 年 1 月 30 日まで

熊本県告示第 1 2 4 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 6 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(救急病院)

名 称	所 在 地	認 定 期 間
荒尾市民病院	荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地	平成 26 年 1 月 31 日から

		平成29年1月30日まで
公立玉名中央病院	玉名市中1950番地	平成26年1月31日から 平成29年1月30日まで
国民健康保険和水町立病院	玉名郡和水町江田4040番地	平成26年1月31日から 平成29年1月30日まで

熊本県告示第125号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

（救急病院）

名 称	所 在 地	認 定 期 間
健康保険人吉総合病院	人吉市老神町35	平成26年1月31日から 平成29年1月30日まで
医療法人蘇春堂球磨病院	人吉市上青井町176	平成26年1月31日から 平成29年1月30日まで
医療法人外山胃腸病院	人吉市南泉田町1	平成26年1月31日から 平成29年1月30日まで
球磨郡公立多良木病院	球磨郡多良木町多良木4210	平成26年1月31日から 平成29年1月30日まで

熊本県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年2月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	324号	天草市有明町小島子字春葉山 1325番9地先から 同所 1320番1地先まで	68.3	広域連携 交安

2 供用を開始する期日 平成26年2月21日

公 告

熊本県公告第87号

県営七浦地区（福浜辻換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成26年2月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第88号

県営阿蘇三期地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成26年2月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第89号

県営烏帽子地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成26年2月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により緑川地域森林計画をたてたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。
平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 緑川地域森林計画書
- 2 公表の開始時期 平成26年2月21日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。
平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 平成25年度白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成26年2月21日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。
平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 平成25年度球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成26年2月21日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。
平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 平成25年度天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成26年2月21日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県天草広域本部天草地域振興局農林水産部林務課

熊本県公告第94号

県営菊池東部2期地区（陣床換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成26年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成26年2月21日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会
（阿蘇地域健康危機管理推進会議）会長

- 1 開催日時 平成26年2月28日（金）14時から16時まで
- 2 開催場所

- 阿蘇市内牧1204
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 平成26年度病院群輪番制病院運営事業について
(2) 救急搬送の状況について
(3) 健康危機管理について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧1204
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)
(電話0967-32-0535)

天草不知火海区漁業調整委員会指示第156号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成26年2月21日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 指示の内容
宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成26年3月1日から平成28年2月29日まで。

宇城地域保健医療推進協議会公告第2号

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成26年2月21日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成26年2月26日（水） 午後2時00分から4時00分まで
- 2 場所
熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室
- 3 議題
(1) 第6次宇城地域保健医療計画の進捗状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
(電話0964-32-2416)

熊本県歯科保健推進会議公告第2号

平成25年度熊本県歯科保健推進会議を次のとおり開催する。

平成26年2月21日

熊本県歯科保健推進会議

- 1 開催日時
平成26年2月26日（水曜日）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ2階りんどう・つばき

3 議題

- (1) 第3次熊本県歯科保健医療計画の進捗状況について
- (2) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 健康づくり企画班
(電話096-333-2208)

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和33年熊本県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「在勤することとなつたこと又は」の次に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）第2条第1項の規定による派遣（第17条の2第1項第3号、第17条の3第2項第2号及び第17条の4第2項において「外国機関等派遣」という。）若しくは」を加え、「及び第17条の4第2項において「公益的法人派遣」を」、「第17条の3第2項第2号及び第17条の4第2項において「公益的法人等派遣」に改める。

第17条の2第1項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人派遣をされ」を「外国機関等派遣をされ、公益的法人等派遣をされ」に改める。
第17条の3第2項中「事由が同号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項に規定する許可を受け、外国機関等派遣をされ、公益的法人等派遣をされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

第17条の4第2項中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人派遣をされ」を「外国機関等派遣をされ、公益的法人等派遣をされ」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条の2関係）

交通用具使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離区分	通勤手当の月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	5,500円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	9,000円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	12,400円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	15,700円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	19,000円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	22,000円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	24,800円

40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	27,300 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	29,800 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	32,200 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	34,500 円
60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	36,800 円
65 キロメートル以上 70 キロメートル未満	38,800 円
70 キロメートル以上 75 キロメートル未満	40,800 円
75 キロメートル以上	42,800 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 26 年 2 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 3 号

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の住居手当に関する規則（昭和 49 年熊本県人事委員会規則第 29 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「当該適用、」の次に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和 63 年熊本県条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣又は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 26 年 2 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 4 号

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年熊本県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 2 項第 1 号中「職員となったこと又は」の次に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和 63 年熊本県条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣若しくは」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。